

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第26号

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所支所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条福祉部の款福祉介護課の項第15号中「京都市乳幼児医療費支給条例」を「京都市子ども医療費支給条例」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)